ミラー

財政規律 独から学べ

NPO理事 萩原 一夫 68
（横浜市泉区）

四日の私説論説室から「史上最大のリーク」は、安倍晋三首相が内外有識者から世界経済について意見を聞く会合で、「ここからはオフレコで…」とノーベル経済学賞受賞者のクルーグマン教授に内密を頼んだ中身が会合後、明らかにされたという内容である。

今月の伊勢志摩サミットで、世界経済成長のために各国が財政出動で協調、との青写真を描く安倍首相が、特に財政規律が厳格なドイツをどう説得すべきかアイデアを請うたというものである。

このリークは同教授が日本政府に都合の良い部分だけを利用されたくないとの意思表示であり、一方的に頼まれたオフレコを破っても信義違反でないとの筆者の指摘に賛同する。さらにこのような相談を持ち掛けた安倍首相の発想に疑問を呈したい。

ドイツは再統一後、経済不振に苦しんでいたが、シュレーダー政権時代に社会保障制度の改革を実行し、二〇〇九年には基本法（憲法）に「債務ブレーキ条項」を挿入するなど地道な努力を積み重ねて今日の財政黒字を実現したのである。選挙に際して「信頼できる財政政策を持っているか」が重要な選択の基準となっている。それがナチス政権以前の壊滅的なインフレを経験したドイツ国民の健全財政への固い決意だと思う。

一方、日本は財政規律が緩く、GDPの二倍を超える世界最悪の債務状況の中でも、さらに財政出動を目先の経済対策の手段としようとしている。日本こそ説得側ではなく、説得されるべき側であると思う。安倍首相はメルケル首相との会談から日本のあるべき財政政策を学ぶべきであろう。

上野のお山に世界遺産

コルビュジエ

世界文化遺産への登録が固まった「ル・コルビュジエの建築作品」は七カ国の十七施設からなり、まさに人類共通の財産にふさわしい。それが身近な国立西洋美術館で体感できることは何よりだ。

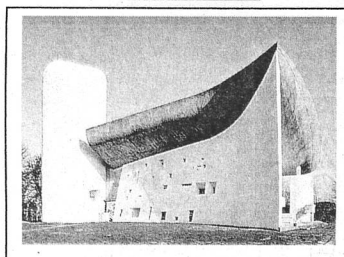

祖父の名前からつけたというペンネーム「ル・コルビュジエ」。近代建築の巨匠は、日本でも人気が高いが、その名を冠した機能的なソファや長椅子を思い浮かべる人も多いだろう。

確かに、建築や都市計画のみならず家具や彫刻、絵画の制作にも取り組み、一般の住宅からニューヨークの国連本部ビル（原案）まで幅広い作品を残した。

今回の世界遺産にあたっては、コルビュジエが国籍を有したフランスとスイス、それに彼の作品が残る日本やアルゼンチンなど計七カ国が共同で申請した。登録されれば欧州からアジア、南米まで大陸をまたぐ初めての世界遺産になる。

「近代建築運動への顕著な貢献」―それが申請理由である。その五原則は①ピロティ②屋上庭園③自由な平面④水平連続窓⑤自由な正面。コンクリートを用いた直線的な建物は機能的で合理的でもある。国立西洋美術館は、まさにこの原則を体現したといえる。

一方で、異彩を放つのがフランス東部にあるロンシャンの礼拝堂だ＝写真、下田泰也氏撮影・文化庁提供。丘の上に立つ建物は、遠くから眺めると地面から生え出たキノコのような外観。中世の巡礼地の礼拝堂がナチスによって破壊され、神父の要請で設計したが、奇抜な外観だとして地元民が「ノン」を突きつけた、との逸話も残っている。

後期の作品であり、五原則とは対照的にうねった曲線が特徴だ。最初のポストモダン建築との評価もある。

今回の世界遺産登録により、東京・上野公園一帯は「日本のルーブル」に一気に近づこう。東京国立博物館や東京都美術館、芸大美術館、東京文化会館、上野の森美術館などが立ち並ぶ一大文化ゾーンは、パリのルーブル美術館やオランジュリー美術館、チュイルリー公園一帯にも劣らぬ潜在的魅力がある。

美術評論家の間で長らく語られてきた「上野ルーブル構想」である。七月の登録が待ち遠しい。

社説

2016・5・20

冤罪防止につなげねば

刑事司法改革

国会で審議中の刑事訴訟法の改正案は、取り調べの録音・録画とともに、司法取引を導入する。通信傍受も大幅に拡大する内容だ。冤罪（えんざい）防止という目的から逸脱する刑事司法の改革ではないか。

今回の刑訴法などの改正のきっかけは、二〇〇九年の郵便不正事件だ。無実である厚生労働省前事務次官の村木厚子さん（当時は局長）が巻き込まれてしまった。冤罪をどうしたらなくせるかという問題意識が出発点だった。

答えの一つが取り調べの録音・録画（可視化）だ。密室の取調室で虚偽の〝自白〟が強要されることをなくす―、それが期待された。だが、法案化の過程で、可視化の範囲が限定されてしまった。

裁判員裁判の対象事件と検察の独自捜査事件だけだ。全事件のうちたったの約3％にすぎない。可視化の義務化は確かに一歩前進には違いないものの、対象範囲があまりに狭すぎる。

重大犯罪でなくとも、冤罪は起きる。設備などが整わない現状があるとしても、将来はすべての事件で可視化されるべきである。その方向性を打ち出したい。

一方、可視化を受け入れた代わりに、捜査側は新たな〝武器〟を手にすることになる。一つが司法取引だ。容疑者や被告が共犯者の犯罪を供述したり、証拠を提供すれば、起訴を見送ることも、求刑を軽くすることもできる。

これは虚偽の供述を生む恐れをはらむ。自分の罪を小さく見せるために、共犯者の罪を大きく見せることがあろう。あるいは無実の人を事件に巻き込む恐れもある。

司法取引の場には弁護人が同席するが、容疑者や被告の利益を守る立場だ。共犯者の利益を守る立場にはないから、虚偽供述を生まない保証はない。

もう一つは通信傍受だ。薬物犯罪や銃器犯罪など四類型に限られていたものを組織的な詐欺や窃盗など九類型を追加する。しかも、従来は警察が通信事業者の元に赴き、第三者が立ち会っていたが、今度は警察施設で傍受し、第三者の立ち会いも省く内容だ。

通信の秘密を侵し、プライバシーを侵害しうる捜査手法である。捜査を進める半面、乱用の心配もつきまとう。憲法上の疑念もあり、危険性は少なくない。広い捜査権限を与えていいものか。

足利事件や布川事件など近年も再審無罪事件がある。法改正では、冤罪防止の原点に立ち返った発想が求められる。